

日鳥協発第18 - 203号
平成19年1月22日

関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る発生農場周辺の
愛玩鳥の検査、第1次清浄性確認検査結果及び愛玩鳥の疫
学調査結果並びに宮崎県における鳥インフルエンザ発生に
伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する
調査状況のお知らせについて

勝手ながら、高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部を土日とお休みさせて頂きま
したので、この間の別紙1から5のプレスリリースをお送り致します。

宮崎県では、国の高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームからの緊急的な要
請に基づき、愛玩鳥の飼育農家(発生農場から半径500メートル以内)8戸に立入調
査を行い疫学調査の一環として検査材料を採取した旨プレスリリース(別紙1)があ
りました。これは、以下の別紙2及び別紙3の清浄性確認のための検査(第1次清浄
性確認検査)とは別に、実施されたものです。

1月17日から実施されている移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次
清浄性確認検査)のうち、11農場分の血清抗体検査及びウィルス分離検査の結果、
陰性であったことの確認(別紙2)、また、第1次清浄性確認検査のうち10農場に
おいても同じく陰性であったことの確認(別紙3)がされた旨、プレスリリースがあ

りました。

なお、別紙1の愛玩鳥の飼育農家（発生農場から半径500メートル以内）8戸の疫学調査の結果、全てにおいて陰性であることが確認された旨、プレスリリース（別紙4）がありましたのでお知らせします。

また、引き続き調査されていた「宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査」については、12日から19日までに実施した調査対象店舗数も87百店舗余りとなり、うち不適切な表示等があった店舗数は2.2%の約220店舗で、何れも、撤去、修正をされた旨プレスリリース（別紙5）がありましたので、お知らせ致します。

おって、宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生から既に約2週間、無事その後の発生を見ることなく封じ込みが功を奏しているように見受けられます。引き続き、防疫に万全の対策の徹底方をお願い致します。

別紙 プレスリリース

- 別紙1 県内における高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について（1月19日）
- 別紙2 宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について（1月19日）
- 別紙3 宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について（1月20日）
- 別紙4 宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る愛玩鳥の疫学調査結果について（1月21日）
- 別紙5 宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について（第2報）（1月22日）

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

県内における高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等について

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに関する状況をお知らせします。

1 発生農場周辺の愛玩鳥の検査

国の高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームからの緊急的な要請により、本日10時から、発生農場の半径500メートル範囲内で飼育されている愛玩鳥の検査をするため、飼育している8戸に立ち入りを行い、11時45分までに検査材料を採取した。

今回の検査は、17日、18日に行った第1次清浄性検査とは別に、感染経路を究明するための疫学調査の一環として行うこととされたものである。

対象の8戸には、全体で121羽が飼育されており、各戸2～5羽の計36羽（鶏34羽、アイガモ2羽）から血液と粘液を採取した。

2 消毒ポイントの状況（18日15時～19日15時）

	宮1 宮崎市高岡町	宮2 宮崎市 田野町乙	宮3 宮崎市 田野町大戸野	計
消毒車両の数	62台	37台	15台	114台

3 明日の予定

移動制限区域内の周辺農場の鶏及び愛玩鶏等から採取した検査材料について、宮崎家畜保健衛生所での検査を継続。

【報道機関へのお願い】

- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7139
担当者：恒吉、高瀬

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している11農場について、宮崎県が第1次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:5KB]により公表しましたので、お知らせします。なお、発生農場の防疫措置完了(1月16日)後10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

担当：山口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表：03-3502-8111(内線3202)

直通：03-3502-0767

県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の
第1次清浄性確認検査の結果について

1月17日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次清浄性確認検査)のうち、1月17日に検査材料を採取した11農場(検査羽数155羽)について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認されました。

また、1月18日に検査材料を採取した愛玩鶏飼育の10戸については、20日夕刻以降検査結果が判明する見込みです。

【報道機関へのお願い】

- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7139
担当者：恒吉、高瀬

平成19年1月20日
農林水産省

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、愛玩鶏を飼養している10戸について、宮崎県が第1次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:1KB]により公表しましたので、お知らせします。

なお、発生農場の防疫措置完了(1月16日)後10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、誠に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

担当: 山口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表: 03-3502-8111(内線 3202)

直通: 03-3502-0767

県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の
第1次清浄性確認検査の結果について

1月17日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次清浄性確認検査)のうち、1月18日に検査材料を採取した10戸の愛玩鶏48羽について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全てにおいて陰性であることが確認されました。

なお、1月19日に感染経路を究明するための疫学調査の一環として検査材料を採取した愛玩鳥の検査結果は、21日夕刻以降に判明する見込みです。

また、発生農場の防疫措置完了(1月16日)後10日目以降に第2次清浄性確認検査を実施する予定です。

【報道機関へのお願い】

- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7139
担当者：恒吉、高瀬

平成19年1月21日
農林水産省

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る愛玩鳥の疫学調査結果について

こんかいの宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、発生農場から半径500メートル以内で飼養されている愛玩鳥の疫学調査の結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:5KB]により公表しましたので、お知らせします。なお、発生農場の防疫措置完了大(1月16日)後10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

担当：山口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表：03-3502-8111(内線3202)

直通：03-3502-0767

県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う
発生農場周辺の愛玩鳥の検査結果について

国の高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームからの要請により1月19日に検査材料を採取した、発生農場から半径500メートルの範囲内で飼育されている8戸の愛玩鳥36羽について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全てにおいて陰性であることが確認されました。

【報道機関へのお願い】

- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7139
担当者：恒吉、高瀬

平成19年1月22日

農林水産省

宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における
鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第2報)

1月12日から19日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示222件が確認されましたが、すべてが撤去・修正され、また、不適切店舗数の割合も減少(1.5%)しており、小売店舗においては、引き続き冷静な対応となっています。

1. 小売店舗調査の状況

地方農政局等	1月12日～16日分			1月12日～19日分までの累計			
	調査店舗数	うち、不適切店舗数	調査店舗数	うち、不適切店舗数	うち、不適切店舗数		
					うち、撤去・修正等をした店舗数	うち、拒否した店舗数	うち、対応中(本部と相談中)の店舗数
北海道	73	0	272	1	1	0	0
東北	156	0	456	0	0	0	0
関東	326	4	1,382	14	14	0	0
北陸	96	15	757	42	42	0	0
東海	103	2	237	4	4	0	0
近畿	541	9	2,262	30	30	0	0
中国四国	364	16	823	20	20	0	0
九州	1,193	67	2,499	110	110	0	0
沖縄	15	1	40	1	1	0	0
総合計	2,867 (100.0)	114 (4.0)	8,728 (100.0)	222 (2.5)	222 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

なお、1月12日から16日までの調査結果では、拒否又は対応中の店舗はありませんでした。

2. 不適切な表示の事例

撤去・修正を要請した不適切な表示は、「発生場所と離れた場所で生産しているのでご安心してご購入下さい。」「宮崎県清武町からの仕入れは一切ございませんので、ご安心してお求め下さい。」等の内容のものがありませんでした。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担当: 小林、田中

代表: 03-3502-8111(内線 3281,3285)